

経済・府政記者クラブ同時資料配付
京都労働局発表
令和7年12月26日(金)

担当	職業安定部職業対策課 課長 眞田 義信 課長補佐 岩城 利奈 地方障害者雇用担当官 藤原 剛 電話 075-275-5424
----	--

令和7年 障害者雇用状況の集計結果

～雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新～

京都労働局（局長 角南 巍）は、京都府内の民間企業及び公的機関における令和7年の障害者雇用状況集計結果を取りまとめましたので公表します。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.5%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

この集計結果は、同法に基づき障害者の雇用義務のある事業主などに、6月1日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況についての報告を求め、それを集計したものです。

なお、全国の集計結果につきましては、厚生労働省から公表しています。

【集計結果の主なポイント】

〈民間企業〉（法定雇用率2.5%） ※ 以下（ ）は前年値

- 雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新
 - ・雇用障害者数 12,204.5人（11,768.5人）、対前年比3.7%（436人）増加
 - ・実雇用率 2.47%（2.43%）、対前年比0.04ポイント上昇

〈地方公共団体〉（法定雇用率2.8%、京都府教育委員会・京都市教育委員会は2.7%）

- 雇用障害者数は過去最高を更新
 - ・京都府の機関： 雇用障害者数 182.0人（166.0人）、実雇用率 3.01%（2.91%）
 - ・京都府教育委員会：雇用障害者数 220.0人（193.5人）、実雇用率 2.16%（1.92%）
 - ・市町村の機関： 雇用障害者数 933.5人（894.5人）、実雇用率 2.65%（2.80%）
- ※ 京都府教育委員会・京都市教育委員会については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行令第2条ただし書きにより2.7%の法定雇用率が適用される。

〈独立行政法人等〉（法定雇用率2.8%）

- 雇用障害者数、実雇用率とも前年を下回る。
 - ・雇用障害者数 89.5人（91.5人）、実雇用率 2.24%（2.54%）

令和7年6月1日現在における障害者の雇用状況（概要）等

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合等

- ・ 民間企業（40.0人以上規模の企業・法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者数は12,204.5で、前年より436.0人増加（前年比3.7%増）した。
 - ・ 雇用されている障害者のうち、身体障害者は6,733.0人（前年6,708.0人、0.4%増）、知的障害者は2,899.5人（前年2,782.5人、4.2%増）、精神障害者は2,572.0人（前年2,278.0人、12.9%増）であり、精神障害者の伸び率が大きかった。
 - ・ 実雇用率は、2.47%（前年は2.43%）で過去最高を更新。
 - ・ 報告企業数は、2,232社（前年2,175社）。
- 法定雇用率達成企業は、1,094社（前年1,059社）、未達成企業は、1,138社（前年1,116社）で、ともに微増した。
- 達成企業の割合は、49.0%（前年48.7%）と微増した。
- 不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）は734社（前年723社）、また、障害者を1人も雇用していない企業（0人企業）は632社（前年618社）であった。

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別に見た雇用されている障害者の数と実雇用率は、
40.0～100人未満企業規模では、1,729.5人（前年1,699.5人）、2.16%（前年2.22%）
100～300人未満規模企業では、2,511.0人（前年2,433.0人）、2.37%（前年2.32%）
300～500人未満規模企業では、948.5人（前年997.5人）、2.14%（前年2.21%）
500～1,000人未満規模企業では、1,452.0人（前年1,301.5人）、2.39%（前年2.37%）
1,000人以上規模企業では、5,563.5人（前年5,337.0人）、2.73%（前年2.64%）となった。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、40.0～100人未満で49.5%（前年48.9%）、100～300人未満で51.2%（前年51.3%）、300～500人未満で37.9%（前年37.5%）、500～1,000人未満で38.8%（前年40.4%）、1,000人以上で55.9%（前年52.5%）となった。

○ 産業別の状況

- ・ 産業別の障害者の雇用数は、「製造業」5,297.0人、「医療、福祉」1,954.0人、「卸売業、小売業」1,140.0人で多く、合わせると全体の68.8%を占めている。

○ 特例子会社の状況

- ・ 令和7年6月1日現在、特例子会社（親会社の実雇用率に算入できる、障害者の雇用に特別の配慮をした子会社）の認定を受けている企業数は15社で、前年から1社増加した。

2 地方公共団体における在職状況

(1) 京都府の機関（京都府教育委員会を除く）

- ・ 京都府の機関に在職している障害者の総数は、182.0人と前年より16.0人増加した。実雇用率は3.01%と前年より0.10ポイント増加した。
- ・ 各機関の実雇用率については、京都府が2.97%、京都府警察本部が3.33%（前年2.93%）となっている。

なお、今年度京都府知事部局、京都府公営企業及び京都府議会事務局の3機関は、合算して「京都府」として報告できる特例認定を受けた。

(2) 京都府教育委員会

- ・ 京都府教育委員会（法定雇用率2.7%）に在職している障害者の数は220.0人と前年より26.5人増加し、実雇用率は2.16%と前年を0.24ポイント上回ったが、依然54.0人の不足数がある。

(3) 市町村の機関（京都市教育委員会を含む）

- ・ 市町村の機関に在職している障害者の総数は933.5人と前年より39.0人増加したが、除外率の引き下げに伴い算定の基礎となる職員数が3,000人以上増加したことにより、実雇用率は2.65%と前年より0.15ポイント減少した。

※京都市教育委員会

京都市教育委員会（法定雇用率2.7%）に在職している障害者の総数は182.5人と前年より18.5人増加したが、除外率の引き下げに伴う算定の基礎となる職員数の増加により、実雇用率は2.33%と前年より0.30ポイント減少した。

3 独立行政法人等における雇用状況

- ・ 独立行政法人等に雇用されている障害者の数は89.5人で、前年より2.0人減少した。
- ・ 実雇用率は2.24%と前年より0.30ポイント減少した。

4 今後の取組み

令和6年4月から法定雇用率が民間企業、公的機関とも0.2%引き上げられたこと、及び令和7年4月から除外率が引き下げられたことに伴い、特に民間企業においては昨年に引き続き雇用率達成企業の割合が50%を下回る結果となった。

令和8年7月から法定雇用率が更に引き上げられることを見据え、雇用率未達成企業に対しては、公共職業安定所及び労働局として法に基づく更なる指導を行うとともに、相談・助言、情報提供、就職面接会の開催などを通じ、障害者雇用をバックアップする取組みを進めていくこととする。

また、公的機関に在職している障害者の数はおおむね増加しているものの、除外率の引き下げなどの影響で実雇用率は伸び悩んだ。雇用率未達成の機関に対しては、引き続き指導を行っていく。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

なお、特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇率を下回らない率をもって定めることとされている。

- | | |
|---------------------|---|
| ○ 民間企業 | <p>一般の民間企業 …… 2. 5 % (40.0人以上規模の企業)</p> <p>特殊法人等 ……… 2. 8 %
(36.0人以上規模の特殊法人、独立行政法人、国立大学法人等)</p> |
| ○ 国、地方公共団体 | 2. 8 % (36.0人以上規模の機関) |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | 2. 7 % (37.5人以上規模の機関) |

※ () 内の人数は、各々の割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模を表す。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

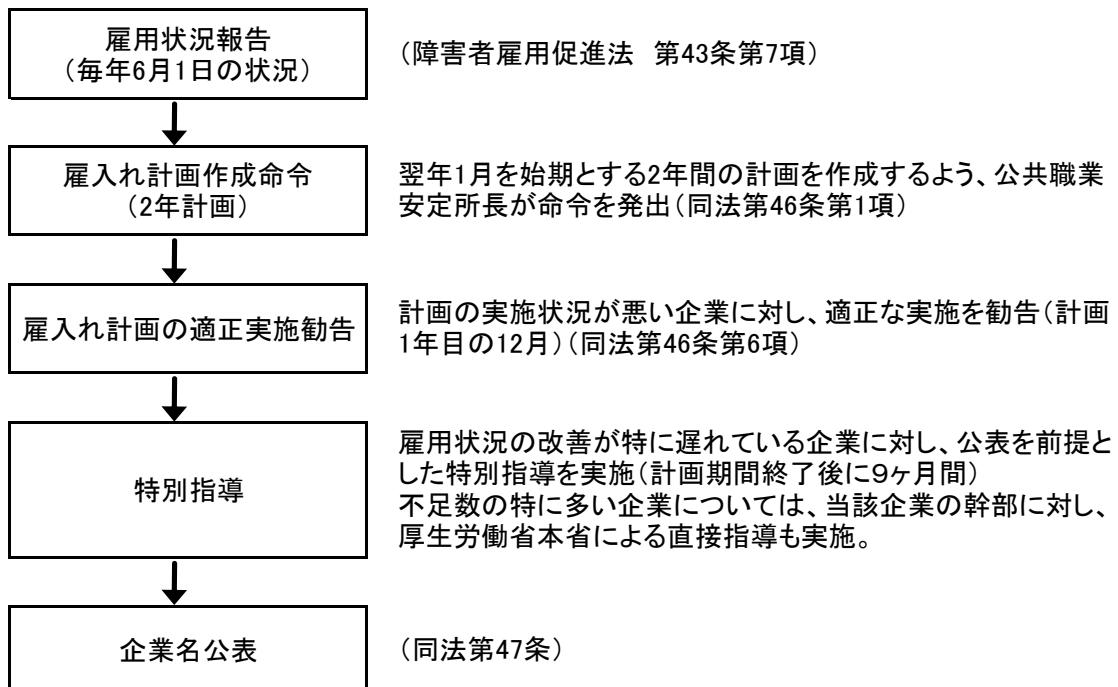
$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

【障害者をカウントする際の扱い】

- ※ (原則) 1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者を1人としてカウントする。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ 当分の間、精神障害者である短時間労働者は、雇入れからの期間等に関係なく、1人分としてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については0.5人分としてカウントされる。（令和6年4月から）

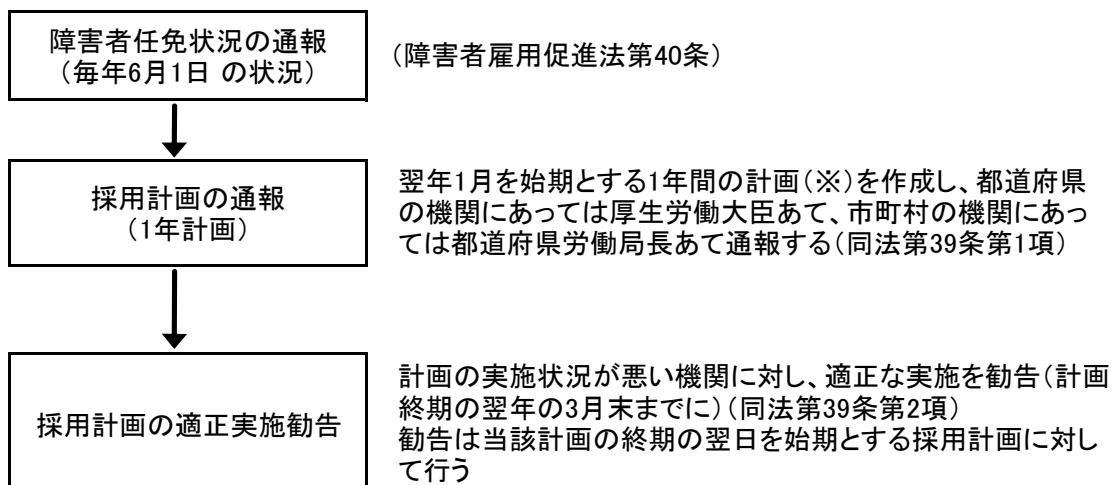
◎障害者雇用率達成指導の流れ(民間企業)

雇用義務の達成状況が低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



◎障害者雇用率達成指導の流れ(地方公共団体)

法定雇用率未達成の地方公共団体については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「採用計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



※ 法定雇用率2.7%が適用される教育委員会の採用計画の計画期間は2年間

参考資料

障害者の雇用状況(令和7年6月1日現在)

<目次>

1 民間企業における雇用状況 (法定雇用率2.5%)	参考資料
(1) 概況	1
(2) 企業規模別の雇用状況	2
(3) 産業別の雇用状況 ① 概況	3
産業別の雇用状況 ② 障害者種別雇用状況	4
産業別の雇用状況 ③ 製造業における雇用状況	5
産業別の雇用状況 ④ 製造業における障害者種別雇用状況	6
(4) 民間企業における雇用状況の推移	7
(5) 障害者不足数企業規模別の法定雇用率未達成企業数	8
2 公的機関における在職状況	
(1) 府の機関の状況 (法定雇用率2.8%)	9
(2) 市町村の機関の状況 (法定雇用率2.8%)	10
(3) 府の教育委員会の状況 (法定雇用率2.7%)	9
3 独立行政法人等における雇用状況	
独立行政法人等の状況 (法定雇用率2.8%)	9

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.5%)

参考資料1

(1)概況

①概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (注1)	③障害者の数						④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用率達成企業の数 $⑤ \div ① \times 100$	⑥ 法定雇用率達成企業の割合 $⑥ \div ① \times 100$	
			A 重度身体障害者及び重度知的障害者 (注3)	B 重度身体障害者及、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者 (注3)	C 重度以外の身体障害者及び知的障害者 (注3)	D 重度以外の身体障害者及び知的障害者、重度知的障害者及、重度知的障害者である短時間労働者 (注3)	E 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者 (注3)	F 計 $A \times 2 + B + C + (D+E) \times 0.5$ (注2)	G うち新規雇用分 (注4)			
京都府	企業 2,232 (2,175)	人 494,753.0 (483,473.5)	人 2,177 (2,175)	人 717 (777)	人 6,654 (6,184)	人 612 (680)	人 347 (235)	人 12,204.5 (11,768.5)	人 1,245.0 (1,158.0)	% 2.47 (2.43)	企業 1,094 (1,059)	% 49.0 (48.7)
全国	企業 120,467 (117,239)	人 29,210,526.0 (28,162,398.0)	人 131,865 (130,135)	人 56,620 (54,411)	人 355,741 (338,004)	人 38,811 (39,558)	人 18,227 (13,995)	人 704,610.0 (677,461.5)	人 75,079.0 (71,875.5)	% 2.41 (2.41)	企業 55,434 (53,875)	% 46.0 (46.0)

②障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数						
		a 重度身体障害者 (注4)	b 重度身体障害者である短時間労働者 (注4)	c 重度以外の身体障害者 (注4)	d 重度以外の身体障害者である短時間労働者 (注4)	e 重度身体障害者である特定短時間労働者 (注4)	f 計 $a \times 2 + b + c + d + e \times 0.5$ (注2)(注3)	g うち新規雇用分 (注5)	a 重度知的障害者 (注4)	b 重度知的障害者である短時間労働者 (注4)	c 重度以外の知的障害者である短時間労働者 (注4)	d 重度知的障害者である短時間労働者 (注4)	e 重度知的障害者である短時間労働者 (注4)	f 計 $a \times 2 + b + c + d + e \times 0.5$ (注2)(注3)	g うち新規雇用分 (注5)	c 精神障害者 (注4)	d 精神障害者である短時間労働者 (注4)	e 精神障害者である特定短時間労働者 (注4)	f 計 $c + d + e \times 0.5$ (注3)	g うち新規雇用分 (注5)
京都府	人 12,204.5 (11,768.5)	人 1,868 (1,868)	人 238 (213)	人 2,550 (2,555)	人 304 (320)	人 114 (88)	人 6,733.0 (6,708.0)	人 456.0 (461.0)	人 309 (307)	人 53 (89)	人 2,066 (1,889)	人 308 (380)	人 17 (21)	人 2,899.5 (2,782.5)	人 259.5 (242.0)	人 2,038 (1,740)	人 426 (475)	人 216 (126)	人 2,572.0 (2,278.0)	人 529.5 (455.0)
全国	企業 704,610.0 (677,461.5)	人 108,818 (107,220)	人 13,332 (13,040)	人 131,727 (130,667)	人 16,201 (16,593)	人 6,238 (5,011)	人 373,914.5 (368,949.0)	人 27,025.0 (26,889.0)	人 23,047 (22,915)	人 4,425 (4,469)	人 99,821 (95,510)	人 22,610 (22,965)	人 1,017 (1,008)	人 162,153.5 (157,795.5)	人 14,754.0 (14,456.0)	人 124,193 (109,827)	人 38,863 (36,902)	人 10,972 (7,976)	人 168,542.0 (150,717.0)	人 33,300.5 (30,530.5)

②表の注

1 ①欄の「障害者の数」とは②③④⑤欄の計である。

2 ②③a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③④⑤欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 法令上、②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④⑤欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、②③b欄及び④d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。

4 ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、②③④のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

5 ②③④g欄の「うち新規雇用分」は、令和6年6月2日から令和7年6月1までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 ()内は令和6年6月1現在の数値である。

(2)企業規模別の雇用状況概況

参考資料2

①概況

区分	①企業数	②法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③障害者の数									④実雇用率 $F \times 2 + B + C + D + E + G \times 0.5$ (注2)×100	⑤法定雇用率達成企業の数	⑥法定雇用率達成企業の割合 $\frac{\text{⑤}}{\text{①}} \times 100$	
			A 重度身体障害者、重度知的障害者及び重度知的障害者(注3)	B 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者(注3)	C 重度以外の身体障害者(注3)	D 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注3)	E 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	F 計 $A \times 2 + B + C + D + E + G \times 0.5$ (注2)	G うち新規雇用分(注4)						
規模計	企業 2,232 (2,175)	人 494,753.0 (483,473.5)	人 2,177 (2,175)	人 717 (777)	人 8,654 (8,184)	人 612 (680)	人 347 (235)	人 12,204.5 (11,768.5)	人 1,245.0 (1,158.0)	人 2.47 (2.49)	企業 1,094 (1,059)	人 48.0 (48.7)			
400～100人未満	企業 1,302 (1,246)	人 80,229.5 (76,498.0)	人 249 (236)	人 175 (280)	人 956 (828)	人 153 (186)	人 48 (33)	人 1,729.5 (1,699.5)			企業 844 (808)	人 49.5 (48.9)			
100～300人未満	企業 649 (653)	人 105,920.0 (104,821.5)	人 393 (408)	人 191 (178)	人 1,401 (1,317)	人 170 (178)	人 96 (86)	人 2,511.0 (2,433.0)			企業 332 (335)	人 51.2 (51.3)			
300～500人未満	企業 124 (128)	人 44,248.0 (45,133.0)	人 180 (188)	人 72 (84)	人 507 (531)	人 59 (66)	人 40 (27)	人 948.5 (997.5)			企業 47 (48)	人 37.9 (37.5)			
500～1000人未満	企業 98 (89)	人 60,720.5 (54,969.5)	人 282 (230)	人 100 (101)	人 768 (894)	人 76 (75)	人 48 (18)	人 1,452.0 (1,301.5)			企業 38 (36)	人 38.8 (40.4)			
1000人以上	企業 59 (50)	人 203,835.0 (202,050.5)	人 1,113 (1,133)	人 178 (124)	人 3,024 (2,814)	人 154 (175)	人 115 (91)	人 5,563.5 (5,337.0)			企業 33 (31)	人 55.9 (52.5)			

注「参考資料1」の1(1)①の表と同じ

②障害種別雇用状況

区分	①障害者の数 (注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数						
		a 重度身体障害者(注4)	b 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c 重度以外の身体障害者(注4)	d 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	f 計 $a \times 2 + b + c + d + e + g \times 0.5$ (注2)×(注3)	g うち新規雇用分(注5)	a 重度知的障害者(注4)	b 重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c 重度以外の知的障害者(注4)	d 重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	e 重度知的障害者である短時間労働者(注4)	f 計 $a \times 2 + b + c + d + e + g \times 0.5$ (注2)×(注3)	g うち新規雇用分(注5)	c 精神障害者(注4)	d 精神障害者である短時間労働者(注4)	e 精神障害者である短時間労働者(注4)	f 計 $c + d + e \times 0.5$ (注3)×(注5)	
規模計	人 12,204.5 (11,768.5)	人 1,986 (1,886)	人 238 (213)	人 2,550 (2,555)	人 304 (320)	人 114 (88)	人 6,733.0 (6,708.0)	人 456.0 (481.0)	人 309 (307)	人 53 (89)	人 2,086 (1,889)	人 308 (360)	人 17 (21)	人 2,899.5 (2,782.5)	人 259.5 (242.0)	人 2,098 (1,740)	人 426 (475)	人 216 (126)	人 2,572.0 (2,278.0)	人 529.5 (455.0)
400～100人未満	人 1,729.5 (1,699.5)	人 188 (184)	人 52 (54)	人 422 (392)	人 60 (71)	人 20 (11)	人 890.0 (855.0)		人 61 (52)	人 9 (53)	人 301 (250)	人 93 (115)	人 1 (5)	人 478.0 (467.0)		人 233 (186)	人 114 (183)	人 27 (17)	人 386.5 (377.5)	
100～300人未満	人 2,511.0 (2,433.0)	人 351 (356)	人 64 (63)	人 591 (562)	人 88 (89)	人 37 (29)	人 1,419.5 (1,400.0)		人 42 (50)	人 16 (11)	人 436 (421)	人 82 (69)	人 4 (3)	人 579.0 (578.0)		人 374 (334)	人 111 (104)	人 55 (94)	人 512.5 (455.0)	
300～500人未満	人 948.5 (997.5)	人 137 (146)	人 17 (24)	人 202 (247)	人 28 (35)	人 11 (7)	人 512.5 (588.0)		人 23 (20)	人 7 (8)	人 116 (117)	人 31 (31)	人 4 (3)	人 186.5 (182.0)		人 189 (167)	人 48 (52)	人 25 (17)	人 249.5 (227.5)	
500～1000人未満	人 1,452.0 (1,301.5)	人 220 (186)	人 29 (25)	人 272 (246)	人 45 (39)	人 11 (7)	人 780.0 (868.0)		人 42 (42)	人 6 (7)	人 209 (196)	人 31 (36)	人 4 (2)	人 316.5 (306.0)		人 285 (253)	人 65 (69)	人 33 (9)	人 386.5 (326.5)	
1000人以上	人 5,563.5 (5,337.0)	人 972 (960)	人 76 (47)	人 1,063 (1,109)	人 83 (88)	人 35 (34)	人 3,142.0 (3,196.0)		人 141 (143)	人 15 (10)	人 1,004 (905)	人 71 (89)	人 4 (8)	人 1,388.5 (1,249.5)		人 957 (800)	人 88 (67)	人 76 (49)	人 1,083.0 (891.5)	

注「参考資料1」の1(1)②の表と同じ

(3)産業別の雇用状況

参考資料3

①概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (注1)	③障害者の数						④ 実雇用率 $F \div (2) \times 100$	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A 重度身体障害者及び重度知的障害者 (注3)	B 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者 (注3)	C 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (注3)	D 重度以外身体障害者及び精神障害者である短時間労働者 (注3)	E 重度身体障害者及び精神障害者である特定短時間労働者 (注3)	F 計 $A \times 2 + B + C + (D+E) \times 0.5$ (注2)	G うち新規雇用分 (注4)			
産業計	企業 2,232	人 494,753.0	人 2,177	人 717	人 6,654	人 612	人 347	人 12,204.5	人 1,245.0	% 2.47	企業 1,094	% 49.0
	(2,175)	(483,473.5)	(2,175)	(777)	(6,184)	(680)	(235)	(11,788.5)	(1,158.0)	(2.43)	(1,059)	(48.7)
農、林、漁業	5 (4)	446.0 (378.0)	0 (0)	0 (0)	12 (9)	3 (4)	0 (0)	13.5 (11.0)	1.0 (0.0)	3.03 (2.91)	4 (3)	80.0 (75.0)
鉱業、採石業、砂利採取業	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	- (-)	0 (0)	- (-)
建設業	73 (68)	6,330.0 (5,466.0)	20 (22)	3 (2)	51 (54)	2 (2)	1 (0)	95.5 (101.0)	3.0 (6.0)	1.51 (1.85)	34 (37)	46.6 (53.6)
製造業	613 (610)	208,454.5 (210,797.5)	1,089 (1,087)	127 (127)	2,921 (2,727)	119 (102)	23 (19)	5,297.0 (5,108.5)	490.5 (453.5)	2.54 (2.42)	320 (313)	52.2 (51.3)
電気・ガス・熱供給・水道業	2 (1)	340.5 (292.5)	4 (3)	0 (0)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	11.0 (7.0)	0.0 (0.0)	3.23 (2.39)	2 (1)	100.0 (100.0)
情報通信業	68 (64)	15,102.0 (14,896.5)	47 (47)	27 (32)	168 (155)	3 (3)	1 (1)	291.0 (283.0)	25.0 (51.5)	1.93 (1.90)	20 (19)	29.4 (29.7)
運輸業、郵便業	161 (142)	18,804.0 (16,331.5)	82 (77)	16 (14)	282 (239)	30 (27)	9 (6)	461.5 (423.5)	29.5 (34.5)	2.45 (2.59)	94 (86)	58.4 (60.6)
卸売業、小売業	383 (388)	56,413.5 (55,867.0)	180 (176)	68 (69)	632 (600)	84 (96)	76 (36)	1,140.0 (1,087.0)	123.0 (94.5)	2.02 (1.95)	149 (150)	38.9 (38.7)
金融業、保険業	18 (19)	12,748.0 (12,650.5)	64 (65)	11 (10)	163 (147)	1 (1)	6 (4)	305.5 (289.5)	49.5 (32.0)	2.40 (2.29)	7 (5)	38.9 (26.3)
不動産業、物品販賣業	46 (43)	7,017.0 (7,566.5)	20 (21)	15 (14)	61 (72)	8 (10)	4 (0)	122.0 (133.0)	19.5 (16.0)	1.74 (1.76)	17 (16)	37.0 (37.2)
学術研究、専門、技術サービス業	65 (63)	25,457.0 (24,978.0)	67 (71)	18 (21)	473 (452)	19 (25)	21 (16)	645.0 (635.5)	14.5 (26.5)	2.53 (2.54)	26 (27)	40.0 (42.9)
宿泊業、飲食サービス業	107 (100)	20,094.0 (19,290.0)	73 (75)	67 (44)	197 (215)	38 (39)	57 (28)	457.5 (443.0)	71.5 (74.0)	2.28 (2.30)	43 (40)	40.2 (40.0)
生活関連サービス業、娯楽業	56 (61)	7,650.5 (7,714.5)	21 (25)	31 (18)	103 (90)	33 (28)	7 (8)	196.0 (176.0)	35.5 (23.0)	2.56 (2.28)	24 (22)	42.9 (36.1)
教育、学習支援業	64 (64)	18,089.0 (16,807.0)	83 (72)	27 (22)	216 (176)	18 (28)	3 (3)	419.5 (357.5)	85.0 (47.5)	2.32 (2.13)	28 (22)	43.8 (34.4)
医療、福祉	377 (353)	69,629.0 (62,348.5)	297 (298)	256 (354)	951 (875)	203 (263)	103 (81)	1,954.0 (1,997.0)	204.0 (208.0)	2.81 (3.20)	217 (211)	57.6 (59.8)
複合サービス事業	9 (10)	3,170.5 (3,359.0)	26 (28)	2 (0)	38 (42)	5 (6)	13 (13)	101.0 (107.5)	4.5 (7.5)	3.19 (3.20)	5 (4)	55.6 (40.0)
サービス業	185 (184)	25,007.5 (24,730.5)	104 (98)	49 (60)	403 (330)	46 (46)	23 (19)	894.5 (808.5)	89.0 (83.5)	2.78 (2.46)	104 (103)	56.2 (56.0)

注「参考資料1」の1(1)①の表と同じ

参考資料4

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数							③知的障害者の数							④精神障害者の数				
		a 重度身体障害者 (注4)	b 重度身体障害者である短時間労働者 (注4)	c 重度以外の身体障害者である短時間労働者 (注4)	d 重度以外の身体障害者である短時間労働者 (注4)	e 重度身体障害者である特定短時間労働者 (注4)	f 計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$ (注2)(注3)	g うち新規雇用分 (注5)	a 重度知的障害者 (注4)	b 重度知的障害者である短時間労働者 (注4)	c 重度以外の知的障害者である短時間労働者 (注4)	d 重度以外の知的障害者である短時間労働者 (注4)	e 重度知的障害者である特定短時間労働者 (注4)	f 計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$ (注2)(注3)	g うち新規雇用分 (注5)	c 精神障害者 (注4)	d 精神障害者である短時間労働者 (注4)	e 精神障害者である特定短時間労働者 (注4)	f 計 $c + d + e \times 0.5$ (注3)	g うち新規雇用分 (注5)
産業計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	12,204.5 (11,768.5)	1,868 (1,868)	238 (213)	2,550 (2,555)	304 (320)	114 (88)	6,733.0 (6,708.0)	456.0 (461.0)	309 (307)	53 (89)	2,066 (1,889)	308 (360)	17 (21)	2,899.5 (2,782.5)	259.5 (242.0)	2,038 (1,740)	426 (475)	216 (126)	2,572.0 (2,278.0)	529.5 (455.0)
農、林、漁業	13.5 (11.0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	2.5 (2.5)		0 (0)	0 (0)	9 (7)	2 (3)	0 (0)	10.0 (8.5)		1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)
鉱業、採石業、砂利採取業	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
建設業	95.5 (101.0)	19 (21)	3 (2)	44 (44)	1 (1)	0 (0)	85.5 (88.5)		1 (1)	0 (0)	5 (6)	1 (1)	0 (0)	7.5 (8.5)		2 (4)	0 (0)	1 (0)	2.5 (4.0)	
製造業	5,297.0 (5,108.5)	972 (994)	43 (47)	1,105 (1,138)	60 (65)	8 (5)	3,126.0 (3,208.0)		117 (103)	8 (7)	901 (804)	59 (37)	1 (3)	1,173.0 (1,037.0)		915 (785)	76 (73)	14 (11)	998.0 (863.5)	
電気・ガス・熱供給・水道業	11.0 (7.0)	3 (2)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	7.0 (4.0)		1 (1)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	4.0 (3.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
情報通信業	291.0 (283.0)	44 (44)	3 (4)	64 (61)	2 (2)	0 (1)	156.0 (154.5)		3 (3)	0 (0)	5 (5)	1 (1)	0 (0)	11.5 (11.5)		99 (89)	24 (28)	1 (0)	123.5 (117.0)	
運輸業、郵便業	461.5 (423.5)	81 (76)	13 (9)	191 (180)	22 (16)	4 (3)	379.0 (350.5)		1 (1)	0 (0)	33 (31)	8 (11)	1 (1)	39.5 (39.0)		38 (28)	3 (5)	4 (2)	43.0 (34.0)	
卸売業、小売業	1,140.0 (1,087.0)	148 (143)	12 (15)	211 (210)	28 (34)	15 (8)	540.5 (532.0)		32 (33)	7 (6)	232 (226)	56 (62)	3 (1)	332.5 (329.5)		189 (164)	49 (48)	58 (27)	267.0 (225.5)	
金融業、保険業	305.5 (289.5)	62 (63)	6 (6)	87 (87)	1 (1)	3 (3)	219.0 (221.0)		2 (2)	0 (0)	10 (8)	0 (0)	0 (0)	14.0 (12.0)		66 (52)	5 (4)	3 (1)	72.5 (56.5)	
不動産業、物品販賣業	122.0 (133.0)	12 (13)	1 (3)	25 (27)	8 (10)	1 (0)	54.5 (61.0)		8 (8)	0 (0)	10 (13)	0 (0)	0 (0)	26.0 (29.0)		26 (32)	14 (11)	3 (0)	41.5 (43.0)	
学術研究、専門・技術サービス業	645.0 (635.5)	44 (45)	7 (7)	132 (121)	17 (20)	4 (4)	237.5 (230.0)		23 (26)	2 (0)	236 (235)	2 (5)	0 (0)	285.0 (289.5)		105 (96)	9 (14)	17 (12)	122.5 (116.0)	
宿泊業、飲食サービス業	457.5 (443.0)	47 (51)	35 (9)	34 (52)	15 (16)	12 (8)	176.5 (175.0)		26 (24)	2 (5)	91 (89)	23 (23)	1 (0)	157.0 (153.5)		72 (74)	30 (30)	44 (21)	124.0 (114.5)	
生活関連サービス業、娯楽業	196.0 (176.0)	18 (22)	7 (6)	35 (39)	18 (10)	2 (3)	88.0 (95.5)		3 (3)	2 (0)	34 (27)	15 (18)	0 (2)	49.5 (43.0)		34 (24)	22 (12)	5 (3)	58.5 (37.5)	
教育、学習支援業	419.5 (357.5)	78 (66)	7 (5)	74 (63)	9 (10)	2 (2)	242.5 (206.0)		5 (6)	0 (0)	40 (37)	9 (18)	0 (0)	54.5 (58.0)		102 (76)	20 (17)	1 (1)	122.5 (93.5)	
医療、福祉	1,954.0 (1,997.0)	248 (241)	82 (85)	364 (360)	92 (97)	45 (39)	1,010.5 (995.0)		49 (57)	27 (68)	346 (307)	111 (166)	11 (9)	532.0 (576.5)		241 (208)	147 (201)	47 (33)	411.5 (425.5)	
複合サービス事業	101.0 (107.5)	10 (12)	1 (0)	18 (22)	3 (4)	6 (5)	43.5 (50.5)		16 (16)	0 (0)	13 (12)	2 (2)	0 (5)	46.0 (47.5)		7 (8)	1 (0)	7 (3)	11.5 (9.5)	
サービス業	694.5 (608.5)	82 (75)	18 (15)	163 (149)	27 (33)	12 (7)	364.5 (334.0)		22 (23)	5 (3)	99 (81)	19 (13)	0 (0)	157.5 (136.5)		141 (100)	26 (32)	11 (12)	172.5 (138.0)	

注「参考資料1」の1(1)②の表と同じ

③ 製造業における雇用概況

参考資料5

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (注1)	③障害者の数						④ 実雇用率 $F \div (2) \times 100$	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A 重度身体障害者及び重度知的障害者 (注3)	B 重度身体障害者及、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者 (注3)	C 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者 (注3)	D 重度以外身体障害者及び精神障害者である短時間労働者 (注3)	E 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者 (注3)	F 計 $A \times 2 + B + C + (D+E) \times 0.5$ (注2)	G うち新規雇用分 (注4)			
製造業計	企業 613 (610)	人 208,454.5 (210,797.5)	人 1,089 (1,097)	人 127 (127)	人 2,921 (2,727)	人 119 (102)	人 23 (19)	人 5,297.0 (5,108.5)	人 490.5 (453.5)	% 2.54 (2.42)	企業 320 (313)	% 52.2 (51.3)
食料品・たばこ	105 (99)	14,416.0 (14,239.5)	62 (58)	27 (29)	230 (233)	38 (20)	9 (5)	404.5 (390.5)	28.0 (30.0)	2.81 (2.74)	61 (62)	58.1 (62.6)
織維・衣服	28 (28)	8,777.0 (9,615.5)	48 (50)	4 (4)	144 (148)	1 (1)	8 (8)	248.5 (258.5)	22.0 (18.5)	2.83 (2.67)	18 (20)	64.3 (71.4)
木材・家具	5 (6)	439.5 (478.5)	1 (1)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	8.0 (8.0)	0.0 (1.0)	1.82 (1.67)	2 (1)	40.0 (16.7)
パルプ・紙・印刷	65 (67)	12,193.0 (12,643.5)	45 (44)	9 (7)	146 (137)	6 (7)	2 (2)	249.0 (236.5)	14.5 (12.0)	2.04 (1.87)	25 (25)	38.5 (37.3)
化学工業	51 (50)	11,612.0 (11,664.0)	54 (57)	7 (5)	147 (149)	7 (5)	0 (0)	265.5 (270.5)	27.5 (22.5)	2.29 (2.32)	28 (25)	54.9 (50.0)
窯業・土石	14 (14)	2,088.5 (2,091.0)	14 (15)	1 (3)	16 (15)	0 (0)	0 (0)	45.0 (48.0)	6.0 (3.0)	2.15 (2.30)	7 (7)	50.0 (50.0)
鉄鋼	4 (4)	476.0 (399.0)	2 (2)	0 (0)	6 (5)	0 (0)	0 (0)	10.0 (9.0)	0.0 (2.0)	2.10 (2.26)	2 (3)	50.0 (75.0)
非鉄金属	7 (8)	1,189.0 (1,198.0)	5 (5)	0 (0)	18 (16)	0 (1)	0 (0)	28.0 (26.5)	1.0 (5.0)	2.35 (2.21)	5 (5)	71.4 (62.5)
金属製品	48 (49)	5,490.0 (5,674.0)	20 (20)	6 (7)	86 (87)	2 (1)	0 (0)	133.0 (134.5)	10.5 (6.0)	2.42 (2.37)	31 (33)	64.6 (67.3)
電気機械	90 (87)	70,473.5 (71,675.5)	434 (450)	42 (38)	938 (913)	47 (50)	2 (3)	1,872.5 (1,877.5)	190.0 (188.0)	2.66 (2.62)	46 (45)	51.1 (51.7)
その他の機械	142 (137)	38,540.0 (38,263.0)	165 (157)	14 (17)	515 (474)	3 (5)	2 (0)	861.5 (807.5)	69.5 (67.0)	2.24 (2.11)	63 (56)	44.4 (40.9)
その他	54 (61)	42,780.0 (42,856.0)	239 (238)	17 (17)	689 (544)	15 (12)	0 (1)	1,171.5 (1,043.5)	121.5 (100.5)	2.74 (2.43)	32 (31)	59.3 (50.8)

注 「参考資料1」の1(1)①の表と同じ

(4) 製造業における障害種別雇用状況

参考資料6

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a 重度身体障害者 (注4)	b 重度身体障害者である短時間労働者 (注4)	c 重度以外の身体障害者である短時間労働者 (注4)	d 重度以外の身体障害者である短時間労働者 (注4)	e 重度身体障害者である特定短時間労働者 (注4)	f 計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$ (注2)(注3)	a 重度知的障害者 (注4)	b 重度知的障害者である短時間労働者 (注4)	c 重度以外の知的障害者である短時間労働者 (注4)	d 重度以外の知的障害者である短時間労働者 (注4)	e 重度知的障害者である特定短時間労働者 (注4)	f 計 $a \times 2 + b + c + (d + e) \times 0.5$ (注2)(注3)	c 精神障害者 (注4)	d 精神障害者である短時間労働者 (注4)	e 精神障害者である特定短時間労働者 (注4)	f 計 $c + d + e \times 0.5$ (注3)
製造業計	人 5,297.0 (5,108.5)	人 972 (994)	人 43 (47)	人 1,105 (1,138)	人 60 (65)	人 8 (5)	人 3,126.0 (3,208.0)	人 117 (103)	人 8 (7)	人 901 (804)	人 59 (37)	人 1 (3)	人 1,173.0 (1,037.0)	人 915 (785)	人 76 (73)	人 14 (11)	人 998.0 (863.5)
食料品・たばこ	404.5 (390.5)	43 (41)	7 (8)	65 (62)	8 (11)	4 (2)	164.0 (158.5)	19 (17)	5 (5)	118 (130)	30 (9)	0 (2)	176.0 (174.5)	47 (41)	15 (16)	5 (1)	64.5 (57.5)
織維・衣服	248.5 (256.5)	45 (45)	1 (2)	35 (45)	1 (1)	4 (2)	128.5 (138.5)	3 (5)	1 (0)	48 (53)	0 (0)	1 (1)	55.5 (63.5)	61 (50)	2 (2)	3 (5)	64.5 (54.5)
木材・家具	8.0 (8.0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1.0 (1.0)	1 (1)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	6.0 (6.0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1.0 (1.0)
パルプ・紙・印刷	249.0 (236.5)	38 (37)	1 (0)	51 (53)	1 (2)	0 (0)	128.5 (128.0)	7 (7)	0 (0)	47 (43)	5 (5)	0 (0)	63.5 (59.5)	48 (41)	8 (7)	2 (2)	57.0 (49.0)
化学工業	265.5 (270.5)	43 (45)	1 (0)	43 (46)	5 (4)	0 (0)	132.5 (138.0)	11 (12)	0 (0)	46 (44)	2 (1)	0 (0)	69.0 (68.5)	58 (59)	6 (5)	0 (0)	64.0 (64.0)
窯業・土石	45.0 (48.0)	13 (14)	0 (2)	8 (9)	0 (0)	0 (0)	34.0 (39.0)	1 (1)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	5.0 (5.0)	5 (3)	1 (1)	0 (0)	6.0 (4.0)
鉄鋼	10.0 (9.0)	2 (2)	0 (0)	5 (4)	0 (0)	0 (0)	9.0 (8.0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1.0 (1.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)
非鉄金属	28.0 (26.5)	5 (5)	0 (0)	10 (10)	0 (1)	0 (0)	20.0 (20.5)	0 (0)	0 (0)	4 (2)	0 (0)	0 (0)	4.0 (2.0)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	4.0 (4.0)
金属製品	133.0 (134.5)	20 (20)	3 (3)	25 (27)	0 (0)	0 (0)	68.0 (70.0)	0 (0)	0 (0)	34 (35)	2 (1)	0 (0)	35.0 (35.5)	27 (25)	3 (4)	0 (0)	30.0 (29.0)
電気機械	1,872.5 (1,877.5)	412 (428)	18 (18)	440 (462)	38 (40)	0 (1)	1,301.0 (1,356.5)	22 (22)	1 (1)	245 (220)	9 (10)	0 (0)	294.5 (270.0)	253 (231)	23 (19)	2 (2)	277.0 (251.0)
その他の機械	861.5 (807.5)	147 (141)	3 (6)	207 (204)	2 (2)	0 (0)	505.0 (493.0)	18 (16)	0 (0)	161 (140)	1 (3)	0 (0)	197.5 (173.5)	147 (130)	11 (11)	2 (0)	159.0 (141.0)
その他	1,171.5 (1,043.5)	204 (216)	9 (8)	215 (215)	5 (4)	0 (0)	634.5 (657.0)	35 (22)	1 (1)	190 (129)	10 (8)	0 (0)	266.0 (178.0)	264 (200)	7 (8)	0 (1)	271.0 (208.5)

注「参考資料1」の1(1)②の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

参考資料7

(各年6月1日現在)

年	京都					全 国					法定 雇用率 (%)			
	障害者の数(人)		実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の割合(%)	企業数(社)	連携企業数(社)	障害者の数(人)		実雇用率(%)				
	対前年増減	対前年増減	対前年増減	対前年増減	対前年増減			対前年増減	対前年増減	対前年増減	対前年増減			
平成18年	5,584.5		1.64		44.5	1,351	601	283,750.5	1.52		43.4			
19年	5,931.0	346.5	1.71	0.07	45.7	1.2	1,397	639	302,716.0	1.55	0.03	43.8	0.4	
20年	6,272.0	341.0	1.76	0.05	48.0	2.3	1,389	667	325,603.0	1.59	0.04	44.9	1.1	
21年	6,344.0	72.0	1.77	0.01	47.5	△ 0.5	1,376	653	332,811.5	7,208.5	1.63	0.04	45.5	0.6
22年	6,506.0	162.0	1.82	0.05	49.5	2.0	1,358	672	342,973.5	10,162.0	1.68	0.05	47.0	1.5
23年	6,406.0	△ 100.0	1.78	△ 0.04	48.1	△ 1.4	1,429	688	366,199.0	23,225.5	1.65	△ 0.03	45.3	△ 1.7
24年	6,563.0	157.0	1.80	0.02	49.7	1.6	1,438	714	382,363.5	16,164.5	1.69	0.04	46.8	1.5
25年	7,209.5	646.5	1.93	0.13	46.9	△ 2.8	1,588	745	408,947.5	26,584.0	1.76	0.07	42.7	△ 4.1
26年	7,442.0	232.5	1.95	0.02	47.4	0.5	1,630	773	431,225.5	22,278.0	1.82	0.06	44.7	2.0
27年	7,770.0	328.0	1.97	0.02	49.7	2.3	1,680	835	453,133.5	21,908.0	1.88	0.06	47.2	2.5
28年	8,088.5	318.5	2.02	0.05	50.6	0.9	1,714	868	474,374.0	21,240.5	1.92	0.04	48.8	1.6
29年	8,492.0	403.5	2.07	0.05	53.1	2.5	1,728	918	495,795.0	21,421.0	1.97	0.05	50.0	1.2
30年	9,151.5	659.5	2.13	0.06	49.5	△ 3.6	1,877	929	534,769.5	38,974.5	2.05	0.08	45.9	△ 4.1
令和元年	9,778.5	627.0	2.23	0.10	52.6	3.1	1,884	991	560,608.5	25,839.0	2.11	0.06	48.0	2.1
2年	9,919.0	140.5	2.24	0.01	53.1	0.5	1,893	1,005	578,292.0	17,683.5	2.15	0.04	48.6	0.6
3年	10,247.0	328.0	2.28	0.04	50.9	△ 2.2	1,974	1,005	597,786.0	19,494.0	2.20	0.05	47.0	△ 1.6
4年	10,527.0	280.0	2.31	0.03	52.1	1.2	1,975	1,028	613,958.0	16,172.0	2.25	0.05	48.3	1.3
5年	11,032.0	505.0	2.37	0.06	53.7	1.6	1,963	1,055	642,178.0	28,220.0	2.33	0.08	50.1	1.8
6年	11,768.5	736.5	2.43	0.06	48.7	△ 5.0	2,175	1,059	677,461.5	35,283.5	2.41	0.08	46.0	△ 4.1
7年	12,204.5	436.0	2.47	0.04	49.0	0.3	2,232	1,094	704,610.0	27,148.5	2.41	0.00	46.0	2.5

平成18年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
精神障害者
重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者
(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

平成23年

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
精神障害者
重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに
精神障害者である短時間労働者(重度以外身体障害者及び知的障害者並びに
精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)(※)

※平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であって、
次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしていた。

- ①報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること。
 - ②報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以降に
精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 令和5年以降は、精神障害者である短時間労働者については、1人分として
カウントしている。

令和6年以降

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
精神障害者
重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者
重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(0.5カウント)
重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者
(0.5カウント)

(5) 障害者不足数企業規模別の法定雇用率未達成企業数

参考資料8

企業規模	① 法定雇用率 未達成企業の数	②不足数						③ ①のうち雇用障害者の 数が0人である企業数 (障害者雇用ゼロ企業)
		0.5人又は 1人	1.5人又は 2人	2.5人又は 3人	3.5人以上 5人以下	5.5人以上 9人以下	9.5人以上	
規模計	1138	734 (64.5%)	221 (19.4%)	97 (8.5%)	66 (5.8%)	19 (1.7%)	1 (0.1%)	632 (55.5%)
40.0～100人未満	658	577 (87.7%)	81 (12.3%)	—	—	—	—	591 (89.8%)
100～300人未満	317	126 (39.7%)	109 (34.4%)	56 (17.7%)	26 (8.2%)	—	—	41 (12.9%)
300～500人未満	77	19 (24.7%)	15 (19.5%)	19 (24.7%)	19 (24.7%)	5 (6.5%)	—	0 (0.0%)
500～1,000人未満	60	10 (16.7%)	12 (20.0%)	16 (26.7%)	16 (26.7%)	6 (10.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1,000人以上	26	2 (7.7%)	4 (15.4%)	6 (23.1%)	5 (19.2%)	8 (30.8%)	1 (3.8%)	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

2 公的機関における在職状況

参考資料9

(1) 府の機関の状況(法定雇用率2.8%)

機関名	①法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数
京都府 ※	5,301.0	157.5	2.97%	0.0
京都府警察本部	736.5	24.5	3.33%	0.0
合 計	6,037.5	182.0	3.01%	0.0

※京都府は、京都府公営企業及び京都府議会事務局と特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、京都労働局長の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

(2) 市町村の機関の状況

次頁「資料10」に記載

(3) 府の教育委員会の状況(法定雇用率2.7%)

機関名	①法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数
京都府教育委員会	10,176.5	220.0	2.16%	54.0

3 独立行政法人等における雇用状況

独立行政法人等の状況(法定雇用率2.8%)

機関名	①法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数
京都市住宅供給公社 ※	179.5	4.0	2.23%	1.0
京都府住宅供給公社	39.0	2.0	5.13%	0.0
京都府公立大学法人	2,580.0	62.5	2.42%	9.5
地方独立行政法人 京都市立病院機構	950.5	16.0	1.68%	10.0
公立大学法人 京都市立芸術大学	120.0	2.0	1.67%	1.0
公立大学法人 福知山公立大学	70.0	2.0	2.86%	0.0
地方独立行政法人 京都市産業技術研究所	65.0	1.0	1.54%	0.0
合 計	4,004.0	89.5	2.24%	21.5

※ 京都市住宅供給公社は、雇い入れ等により令和7年7月1日時点では不足数は0人です。

市長村の機関の状況(法定雇用率2.8%)

(京都市教育委員会は2.7%)

参考資料 10

機 関 名	①法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 職員数	②障害者数	③実雇用率	④不足数
京都市 ※1-1	8,512.5	243.5	2.86%	0.0
福知山市 ※1-2	991.0	35.5	3.58%	0.0
舞鶴市 ※1-3	1,075.5	33.5	3.11%	0.0
綾部市 ※1-4	529.0	15.0	2.84%	0.0
宇治市 ※1-5 ※2	1,739.0	46.5	2.67%	1.5
宮津市 ※1-6	290.0	4.5	1.55%	3.5
亀岡市 ※1-7 ※2	1,070.5	25.0	2.34%	4.0
城陽市 ※1-8	645.5	19.0	2.94%	0.0
向日市	454.5	12.0	2.64%	0.0
長岡京市 ※1-9	743.5	22.0	2.96%	0.0
八幡市 ※1-10	1,041.0	18.5	1.78%	10.5
京田辺市 ※1-11	889.5	24.5	2.75%	0.0
京丹後市 ※1-12	1,327.0	39.5	2.98%	0.0
南丹市 ※1-13 ※2	680.0	13.0	1.91%	6.0
木津川市 ※1-14	784.5	21.5	2.74%	0.0
大山崎町	164.5	6.5	3.95%	0.0
久御山町	390.5	8.0	2.05%	2.0
井手町	189.5	7.0	3.69%	0.0
宇治田原町	136.0	3.0	2.21%	0.0
笠置町	48.5	1.0	2.06%	0.0
和束町	90.5	2.0	2.21%	0.0
精華町	428.5	11.0	2.57%	0.0
南山城村	78.0	3.0	3.85%	0.0
京丹波町	317.0	8.0	2.52%	0.0
伊根町	97.0	3.0	3.09%	0.0
与謝野町 ※1-15 ※2	407.0	8.0	1.97%	3.0
京都市教育委員会	7,839.5	182.5	2.33%	28.5
向日市教育委員会	68.0	4.0	5.88%	0.0
京都市消防局	210.0	7.0	3.33%	0.0
京都市交通局	853.0	25.0	2.93%	0.0
京都市上下水道局	1,162.0	34.0	2.93%	0.0
福知山市民病院	624.0	12.0	1.92%	5.0
城南衛生管理組合 ※2	98.5	1.0	1.02%	1.0
船井郡衛生管理組合	45.0	5.0	11.11%	0.0
国民健康保険山城病院組合	453.5	10.5	2.32%	1.5
国民健康保険南丹病院組合	516.0	15.0	2.91%	0.0
亀岡市立病院	130.5	2.5	1.92%	0.5
乙訓福祉施設事務組合	47.5	0.0	0.00%	1.0
京都地方税機構	37.0	1.0	2.70%	0.0
合 計	35,204.5	933.5	2.65%	68.0

※1- は特例認定機関を表す。対象となる機関は以下のとおり

※1-1 京都市、京都市議会事務局

※1-2 福知山市、福知山市教育委員会、福知山市上下水道部

※1-3 舞鶴市、舞鶴市教育委員会、舞鶴市立舞鶴市民病院

※1-4 綾部市、綾部市教育委員会

※1-5 宇治市、宇治市教育委員会、宇治市公営企業水道部

※1-6 宮津市、宮津市教育委員会

※1-7 亀岡市、亀岡市教育委員会

※1-8 城陽市、城陽市教育委員会

※1-9 長岡京市、長岡京市教育委員会、長岡京市監査委員

※1-10 八幡市、八幡市教育委員会

※1-11 京田辺市、京田辺市教育委員会、京田辺市上下水道部

※1-12 京丹後市、京丹後市教育委員会、京丹後市立弥栄病院、京丹後市立久美浜病院

※1-13 南丹市、南丹市教育委員会

※1-14 木津川市、木津川市教育委員会、木津川市上下水道部

※1-15 与謝野町、与謝野町教育委員会

※2 以下の機関は、雇入れ等により令和7年12月1日時点で不足数は0人。

宇治市、亀岡市、南丹市、与謝野町、城南衛生管理組合